



法エール

Vol. 76

H27. 4. 20



ご挨拶

今年のNHK大河ドラマは、「花燃ゆ」ですね。そして、このドラマの主人公は、明治維新の原動力となったとされる吉田松陰ではなく、妹の杉文です。なぜ、吉田松陰が主人公ではないのでしょうか？それは、松陰の思想を現したとされる次の二つの言葉にあるように思います。一つは、「草莽崛起(そうもうくつき)」です。志を持った一般市民一人一人が立ち上がり、社会を変革する原動力を担う、というような意味のようです。そして、あと一つは、「至誠」です。「至誠にして動かざる者は、未だ之あらざるなり」という孟子の言葉を口癖のように語っていたといわれています。誠を尽くせば、人は必ず心動かされるということの意味があるようです。まさに、杉文さんのような市民一人一人の力でより良い社会を創造していこうという至誠を尽くして、これを実践していく必要があるのだということはこのドラマを通じて発信しているのではないかと思います。

ところで、吉田松陰自身は、特にこれといった偉業を成し遂げたわけではないようです。老中・間部詮勝襲撃を企てたとして、30歳の時の江戸で斬首刑となり、短い生涯を終えるのですが、「財を残すは下、業を残すは中、人を残すは上」の言葉にあるように、26歳から松下村塾で、久坂玄瑞・高杉晋作・伊藤博文等日本の近代化に影響を与えた人材を育成したことが評価されているように思います。

私たち法人も、少しでも幅広く質の高い司法サービスが提供できるよう、人材育成を通して、より良い司法制度の創設するという「志」をもって、励んでいきたい思います。

それでは、今月の法エールもよろしく申し上げます。

(代表社員 大島 隆広)





会社・法人登記手続きの改正



平成27年2月に会社・法人登記手続きについての法律の改正がありました。そこで、今月は、この商業登記規則の改正による変更点について説明します。

今回の主な改正点は次の3点です。

- ①株式会社設立・役員等の就任登記手続きの場合の添付書面が追加されることになりました
- ②代表者の辞任の登記手続きの場合の添付書面が追加されることになりました
- ③役員等の就任登記手続きの際に、役員のお名前の氏につき、婚姻前の氏を記載することができるようになりました（既存の役員も記載することができます）

①役員等の就任登記手続きの場合

株式会社の設立や取締役・監査役・執行役の就任の登記について、これまでは、法務局への登記手続きの添付書面として、提出の必要のなかった住民票等を本人確認書類として添付することが義務付けられました。

具体的には、住民票の原本もしくは運転免許証・住民基本台帳カードなどを表裏の両面をコピーし、本人が原本証明をしたものが必要です。

ただし、これまでと同様に、例えば取締役会を設置しない会社の取締役などの就任登記手続きの際など印鑑証明書を添付すべき登記の場合は、重ねて添付する必要はありません。印鑑証明書を添付する必要のない役員が就任する場合のみ、住民票等を提出することになります。

更に、株主総会議事録や就任承諾書に住所氏名を記載し、これらの書類と住民票等の記載が一致しないと本人確認になりませんので、登記が受け付けてもらえないことになります。

なお、これらの住民票等の書類を提出しなければならないのは、新しく就任した役員等のみであり、重任・再任の場合は再度の提出の必要はありません。

この改正点は、一般社団法人、一般財団法人にも適用があります。そのため、理事、監事、評議員の就任登記手続きにも同様の書類が必要です。ただし、合名会社、合資会社、合同会社には、適用がありません。

来月号も、引き続き改正点の説明をしていきます。



判例紹介

～夫婦別姓訴訟～

(平成26年3月28日東京高等裁判所)

事実の要旨

婚姻後により夫婦同氏となったXらは、ある者は戸籍上の氏と通称姓の間で生活上の不便を強いられ、精神的苦痛を被った。また、別の者は婚姻届の氏の選択欄を白紙のまま提出し、不受理となり法律婚の利益を受けることができなかった。そこでXらは、夫婦同氏を定める民法750条は、平等原則を定める憲法13条に違反し、さらに婚姻の自由を定める憲法24条、女性差別撤廃条約16条にも違反することが明白であるのに、国会は立法措置を怠っていると主張し、国家賠償法1条1項により各100万円の慰謝料の支払いを求めた。

裁判所の判断

控訴人らが主張する「氏の変更を強制されない権利」は、法制度をはなれた生来的・自然権的な自由権として憲法で保障されてない上に、婚姻時の氏変更之苦痛を感じる国民が一定程度存在する一方、氏を変更して同氏になることに積極的意義を見出す国民も相当程度存在する現時点では、控訴人らが主張する権利はいまだ憲法上保障される具体的権利になっていない、などとして控訴を棄却した。

コメント

夫婦別姓は昔から議論のあるところですが。昨今のグローバル化や女性の社会進出など価値観は時代とともに変化し、夫婦のあり方も変わってきています。そして最近、この事件の上告審が最高裁判所大法廷で開かれることが決まりました。大法廷では歴史的な判断が下される可能性があり、今後注目されます。



コラム

ルーキー



春の風物詩といえば・・・そう！花粉症です(笑)毎年、軽くすぶってはいましたが、今年本格的にデビューしたようです。今までコンタクトレンズを使用していましたが、目が痒く、充血するのでメガネに替え、溢れ出す鼻水に対抗するためティッシュを詰め込み、マスクをして業務に励んでおります。ただ、嫌なことばかりではありません。出先にマスクをしていくと「花粉症ですか？」「私もなんですよ！」と。花粉症から始まる出会いに期待です。

(清水事務所 福島 直也)

司法書士日記

最近、早起きをして、職場に行く前にファーストフード店でコーヒーを飲みながら、本を読んだり、調べ物をするのですが、ちょっとした気遣いって嬉しいな…と思うことがありました。

1日目の朝、ホットコーヒーと別にお水をお願いしたのですが、次の日の朝、同じようにホットコーヒーを頼んだ際、「今日はお水はよろしかったですか？」との一言。昨日のこと覚えててくれたんだ～と心がほっこり。確かに、店員さんから見れば、早朝の客で印象に残っていたのかもしれないのですが、それでもとっさに出る気遣いの一言って、意外に難しいんですね。私もちょっとした気遣いを心がけようと、店員さんから教わったのでした！
(健軍事務所 司法書士 山崎 順子)

お知らせ

～寄り添う支援で笑顔ふたたび～

当法人は、「NPO法人身近な犯罪被害者を支援する会」との連携を図っています。

ご質問、ご相談等ございましたら、当法人もしくは下記までご連絡ください。

TEL 096-341-8222

FAX 096-341-8333

命の絆・大切に、輝く命・永遠に

当法人は、「一般社団法人命の尊厳を考える会」との連携を図っています。

ご質問、ご相談等ございましたら、当法人もしくは下記までご連絡ください。

TEL 096-337-1251

FAX 096-337-3355

当法人では、継続的な相談にも対応できるよう、**顧問契約**の締結を行っています。会社・個人問いません。詳しくはお近くの事務所までお気軽にお問い合わせください。



司法書士法人ヒューマン・サポート法律支援センター

- 龍田事務所** 〒861-8006
熊本市北区龍田3丁目32番18号
TEL: 096-327-9989 FAX: 096-327-9799
- 清水事務所** 〒861-8066
熊本市北区清水亀井町16番11号
TEL: 096-346-3927 FAX: 096-346-4044
- 薄場事務所** 〒861-4131
熊本市南区薄場町46番地 薄場合同ビル内
TEL: 096-320-5132 FAX: 096-357-5710
- 健軍事務所** 〒861-2106
熊本市東区東野1丁目1番12号
TEL: 096-360-3366 FAX: 096-360-3355
- ホームページアドレス <http://www.hshsc2003.jp/>